

議案第14号

北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月25日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための臨時休業の実施に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の学期及び休業日について、令和2年度における特例を設けるため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について

1 改正理由・概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、北九州市立の小中学校等においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、長期にわたり臨時休業とした。

長期の臨時休業を実施した中においても令和2年度の教育活動を適切に実施するため、北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正し、北九州市立の小中学校及び特別支援学校において、令和2年度に限って学期の設定の変更及び休業日の短縮を行うこととする。

（1）学期の設定の変更について

現行では、学年を3つに分けて3学期制としており、第1学期の児童生徒の評定等を7月の中旬に行うこととしている。

しかし、長期間の臨時休業により、当該時期までに行うことのできる授業時数が少なくなるため、評定等を適切に行うことは困難であると考えられる。また、現行の第1学期の期間で評価を行うとすると、短期間で学習効果の測定やその他の資料収集、評定の算出などの作業を行う必要があり、児童生徒だけでなく、教職員にも過大な負担が生じ、児童生徒と向き合う時間の減少にもつながる懸念がある。これらの点を勘案し、令和2年度については、学年を2つに分けて2学期にすることとした。

第1学期と第2学期の期間の設定については、テストや評価のスケジュールを加味した上で、それぞれの授業日数をほぼ均等になるようにするため、1学期の終了を10月16日とする。

（2）休業日の短縮について

臨時休業が長期化したことにより、授業時数を十分に確保することが難しい状況が発生している。

そのため、長期休業日については、教職員の休暇取得の促進や、児童生徒の帰省等を考慮しつつ、授業時数を確保する観点から、

- ・夏季休業日を8月6日から8月16日まで ※例年：7月21日から8月25日まで
- ・冬季休業日を12月26日から翌年の1月4日まで ※例年：12月24日から翌年の1月7日までとする。

なお、この対応を行っても授業時数の不足が発生する見込みであるが、不足する授業時数分については、原則として各学校において効率的な授業を行うことで対応する。

（3）小学校、中学校及び特別支援学校の変更のみを規則改正によって措置する理由

市立の高等学校、高等専修学校、高等理容美容学校については、その設置の数が1校ずつであり、臨機の対応を可能とするため、校長の判断で学期の設定の変更や休業日の短縮を行うこととし、規則改正は行わない。また、幼稚園においては、小学校等のような評定等がなく、また教科毎の標準授業時数がないなど、教育課程に関する考え方が異なるところがあるため、休業日及び学期の設定を変更する予定はない。

2 改正内容

- ①規則第2条第2項に規定する学期の設定について、令和2年度の特例として、学期の設定を次のように2学期とする。（付則第2項として新設）

第1学期 4月1日から10月16日まで

第2学期 10月17日から翌年の3月31日まで

- ②規則第3条第1項に規定する休業日の設定について、令和2年度の特例として、同項第1号の夏季休業日及び同項第2号の冬季休業日を次のとおりとする。（付則第3項として新設）

夏季休業日 8月6日から8月16日までの日

冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日までの日

- ③規則第2条第2項及び第3条第2項から第6項までについて、（1）及び（2）に伴う読み替え規定を設ける。（付則第2項および第3項として新設）

3 施行期日

公布の日

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第17号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の2項を加える。

（令和2年度における学期の特例）

2 令和2年度における学期は、第2条第2項の規定にかかわらず、次の2学期とする。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「付則第2項」と、「学年を分けて2学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」と、第3条第2項中「前条第3項」とあるのは「付則第2項の規定により読み替えて適用する前条第3項」と、「学年を分けて2学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」とする。

第1学期 4月1日から10月16日まで

第2学期 10月17日から翌年の3月31日まで

（令和2年度における休業日の特例）

3 令和2年度における夏季休業日及び冬季休業日は、第3条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、同項第4号中「前3号」とあるのは「前号及び付則第3項各号」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「付則第3項第1号」と、同条第4項中「第1項第1号及び第2号」とあるのは「付則第3項各号」と、同条第5項中「第1項第4号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えて適用する第1項第4号」とする。

（1） 夏季休業日 8月6日から8月16日までの日

（2） 冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日までの日

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、昭和38年2月10日から施行する。</p> <p><u>(令和2年度における学期の特例)</u></p> <p>2 令和2年度における学期は、第2条第2項の規定にかかわらず、次の2学期とする。この場合において、<u>同条第3項中「前項」とあるのは「付則第2項」と、「学年を分けて2学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」と、第3条第2項中「前条第3項」とあるのは「付則第2項の規定により読み替えて適用する前条第3項」と、「学年を分けて2学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」とする。</u></p> <p>第1学期 4月1日から10月16日まで</p> <p>第2学期 10月17日から翌年の3月31日まで</p> <p><u>(令和2年度における休業日の特例)</u></p> <p>3 <u>令和2年度における夏季休業日及び冬季休業日は、第3条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、同項第4号中「前3号」とあるのは「前号及び付則第3項各号」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「付則第3項第1号」と、同条第4項中「第1項第1号及び第2号」とあるのは「付則第3項各号」と、同条第5項中「第1項第4号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えて適用する第1項第4号」とする。</u></p> <p>(1) <u>夏季休業日 8月6日から8月16日までの日</u></p> <p>(2) <u>冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日までの日</u></p>	<p>付 則</p> <p>この規則は、昭和38年2月10日から施行する。</p>